

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

都道府県 受付・相談窓口一覧

令和元年6月24日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス等	No.	都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス等
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用) FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp	25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 eg0002@pref.shiga.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp	26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4586 kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp	27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 kodomoj@pref.miyagi.lg.jp	28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp	29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 kenkou@office.pref.nara.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp	30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほかに県保健所 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8205 FAX 024-521-7747 kosodate@pref.fukushima.lg.jp	31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp	32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 kodomo@pref.tochigi.lg.jp	33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-226-7871 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 jidouka@pref.gunma.lg.jp	34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp	35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiwase.html	36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2841 kenkoudukurika@pref.tokushima.jp
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 S0410109@section.metro.tokyo.jp	37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 kosodate@pref.kagawa.lg.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383	38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399(健康増進課)のほかに県保健所 healthpro@pref.ehime.lg.jp
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp	39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-873-9941 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3496 akenko@pref.toyama.lg.jp	40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3271 kenko@pref.fukuoka.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほかに県内各健康福祉センター FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp	41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課) FAX 0776-20-0640 kodomo@pref.fukui.lg.jp	42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp	43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 boshi-shika@pref.nagano.lg.jp	44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp	45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp	46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5560 ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920 kokoro@pref.aichi.lg.jp	47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 aa090701@pref.okinawa.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 kodomok@pref.mie.lg.jp				

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

< 厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口 >

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp
 受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立に対する会長声明

本日、国会において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「本法律」という。）が、全会一致で可決され、成立した。自民・公明両党の合同ワーキングチームと野党を含む超党派議員連盟を中心とする各政党及び国会議員の方々が、本法律の早期成立に向けて努力されたことは、被害の早期回復の見地から敬意を表する。

当連合会は、2017年2月16日、「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を公表し、続いて昨年12月20日にも、「旧優生保護法下における優生手術及び人工妊娠中絶等に対する補償立法措置に関する意見書」を公表して、被害者に対して早期に十分な補償等の措置を行うことを求めてきた。

本法律は、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた者も補償の対象にしていること、優生手術等の実施に関する記録が残っていないことも踏まえ、対象者の認定に当たっては事案の実情に即した適切な判断を行うとしていることなどは評価できる。しかしながら、他方で、旧優生保護法の違憲性が明記されなかったこと、補償の対象に人工妊娠中絶が含まれていないこと、及び行政が把握している被害者への個別の通知が明記されていない点などは、当連合会の上記意見を踏まえると、十分な内容であるとは言えない。

さらに、旧優生保護法下における優生手術等の被害について、現在、全国各地の裁判所において国家賠償請求訴訟が係属中であり、司法の判断が積み重ねられることが予想される。

そこで、今後、国は、被害者へのプライバシーに配慮した個別通知の実施など、本法律を柔軟に運用するとともに、司法の判断内容や政府の調査により判明した被害の実情等を考慮して、被害回復が一層充実されるように本法律の見直しも含めて検討することが求められる。

当連合会は、本法律が適切に運用されるよう見守るとともに、真の被害回復の実現に向けて、引き続き、被害者を支援していく所存である。

2019年（平成31年）4月24日

日本弁護士連合会

会長 菊地 裕太郎